

防 監 総 第 3 9 号
令和7年3月19日

総務課長 殿
統括監察官

総務課長
(公印省略)

防衛監察本部において行う会議等に関する細部事項について（通知）

標記について、防衛監察本部において行う会議等について（防監第67号。令和7年3月19日。以下「通達」という。）第5項の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

1 本部会議に諮る事項

本部会議に諮る事項は、原則として次に掲げる事項とする。

- (1) 防衛監察本部における年間業務計画に関する事項
- (2) 年度防衛監察の年間計画に関する事項
- (3) 予算・機構定員（概算要求案及び予算案）に関する事項
- (4) リスク調査アンケート実施に関する事項
- (5) 前4号のほか、防衛監察監が必要と認める事項

2 総務課長が指定する者

通達第3項第2号に規定する総務課長が指定する者は、総務課課長補佐又は総務課総務係長を原則とするが、その他必要に応じ、これら以外の者を指定することができる。